

第 1.1 版の主な変更点について

新たに追加した箇所

修正箇所		修正内容
第 4 章		
62 ページ	4.2.3 付帯する配管等(地上配管等) (2)新設の施設に対する基準(A基準)	本文に『3)配管等が床下(階と階の間)に設置され下部に点検可能な空間がある場合の扱い』を追加。
74 ページ	4.2.5 排水溝等 (2)新設の施設に対する基準(A基準)	本文に『4)排水溝等が床下(階と階の間)に設置され下部に点検可能な空間がある場合の扱い』を追加。
76-2 ページ	4.2.5 排水溝等	本文に『(5)配管形状の排水系統の設備(排水管)について』を追加。

上記追加に合わせ、32、33 ページにも項目を追加

時点修正 (太字: 変更箇所)

修正箇所	修正前	修正後(修正内容)
第 2 章		
13 ページ 指定施設 5 行目	指定物質:水濁法施行令第 3 条の 3 で定める 55 項目(平成 24 年 3 月末現在)。	指定物質:水濁法施行令第 3 条の 3 で定める 56 項目(平成 25 年 3 月末現在)。
第 3 章		
24 ページ 「都道府県等」について 5 行目	平成 24 年 4 月時点で、この政令市は全国で 109 市ある。	平成 25 年 4 月時点で、この政令市は全国で 110 市ある。
第 5 章		
109 ページ 3 行目	土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版(2011)	土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第 2 版(2012)
第 6 章		
113~114 ページ		政策金融公庫の融資策を追加。

第 8 章		
130 ページ		指定物質一覧に『ヘキサメチレンテトラミン』を追加
134 ページ 最下行	土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版(2011)	土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂 第 2 版 (2012)
参考資料 4		
		那覇市を追加

その他修正 (太字：変更箇所)

修正箇所	修正前	修正後(修正内容)
第 2 章		
7 ページ (2)	「有害物質」とは、水濁法施行令第 2 条に定められている、カドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の 有害物質 のことである。	「有害物質」とは、水濁法施行令第 2 条に定められている、カドミウム、鉛、トリクロロエチレン等の 物質 のことである。
16 ページ 4 つ目の 2 行目	都道府県等に届出	都道府県等(24 ページ参照)に届出
第 3 章		
24 ページ 「都道府県等」について 5 行目	該当政令市に 申請 することとなる。	該当政令市に 届出 ることとなる。
第 4 章		
33 ページ	(4)既設に対する基準(C 基準 ; 3 年間の猶予期間)	(4)既設の 施設 に対する基準(C 基準 ; 3 年間の猶予期間)
35 ページ 下から 2 行目	配管等が既にトレンチ中に設置してあるが、	配管等が既にトレンチ の中 に設置してあるが、
43 ページ 四角内の 10 行目	点検年月日、 点検実施責任者 、点検実施者、点検方法、 点検結果 、補修等の措置	点検年月日、点検方法、 点検結果 、 点検実施者 、 点検実施責任者 、補修等の措置
68 ページ 2) 4 行目	必要な頻度 実施	必要な頻度 で 実施

70 ページ 2) 10 行目 73 ページ 1) 10 行目	「4.2.7. (2)1) 漏えい等の検知に必要とされる設備について」	「4.2.7 目視等による点検ができない場合の点検方法及び設備等について(2)1) 漏えい等の検知に必要とされる設備について」
82 ページ タイトル	(4) 既設に対する基準	(4) 既設の施設に対する基準
83 ページ 最下行	漏えい検査管で有害物質の水質	漏えい検査管で近傍の有害物質の水質
85 ページ (2) 1) 6 行目	適切な設備を選択する必要がある。(参考資料5を参照)	(地下配管等目視による点検ができない場合の検知システムに関する事例集(以下、「検知事例集」という)や参考資料5を参照)
同上		本文に『目視による点検ができない場合の措置を検討する際の参考となるよう、漏えい検知技術・システムの実例をまとめたものであり(平成25年6月)、環境省HP上で公開している。』という注釈を追加。
87 ページ 2) 2 行目	また、参考資料5に、	また、検知事例集や参考資料5に、
93 ページ	既設に対する基準	既設の施設に対する基準
第8章		
127 ページ (3) 9 行目	有害物質の回収	有害物質等の回収
132 ページ	4) 法令等の遵守	5) 法令等の遵守
第9章		
第7回	14:00 ~ 18:45	14:00 ~ 16:45
17、34、40、58、110 ページ	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設	有害物質使用特定施設等
125、127、128、131、147 ページ	都道府県知事	都道府県知事等
参考資料3		
別紙14		季節的変動の欄を削除